

土地・不動産に関するトピックス情報

● 所有者不明土地、所有から利用へ 自民党特命委が提言案：自民党

自民党の所有者不明土地などに関する特命委員会（委員長・野田毅元自治相）は5月23日、所有者不明土地対策の提言をまとめ、公表した。所有者不明土地の利用を円滑に進めるため、相続時の登記の義務化や、所有者に土地の適切利用・管理の責任を課すこと、または所有権の放棄を認めて団体などが管理を担う仕組みを検討すべきことなどを明記した。

また、所有者不明土地問題の主要因として、土地の所有権が利用権に比べて過剰なほど保護され、所有者本来の責任が軽視されてきたことを指摘した。

[自民党](#)

● 表題部所有者不明土地の登記・管理の適正化に関する法律が成立：参議院

5月17日の参議院本会議において、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」が可決、成立した。同法は、表題部に所有者の氏名が登記されていない土地について、登記官に所有者探索の権限を与えるほか、探索の結果表題部に登記すべき所有者を特定することができなかった土地について、裁判所が選任する管理者による管理を認める。

[参議院](#)

● 中規模ビルに省エネ基準への適応義務化：衆議院/参議院

建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）への適合義務の対象となる建築物の範囲を、現在の大規模建築物（2000㎡以上）から中規模（延べ床面積300㎡以上～2000㎡未満）以上の非住宅建築物（中規模ビル）に拡大する「建築物省エネ法の改正案」（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案）が5月10日の参議院本会議で可決、成立した（4月23日に衆院本会議を通過）。

戸建住宅等の小規模建築物については、設計を行う建築士は当該建築物のエネルギー消費性能基準への適合性について評価を行うとともに、建築主に対し評価結果等について説明することを義務付けられる。

[衆議院](#)・[参議院](#)

● パナソニックとトヨタ、住宅事業を統合へ：国交省

パナソニックとトヨタ自動車は5月9日、街づくり事業に関する新しい合弁会社の設立に向けた契約を締結したことを発表した。

パナソニックは、パナソニックホームズ、パナソニック建設エンジニアリング、松村組の株式の全てを、トヨタ自動車は、トヨタホームの株式の全てを、共同株式移転の方法により、それぞれ合弁会社に移管する予定。

両社は合弁会社の設立を通じた協業により、トヨタ自動車が進めるモビリティサービスへの取り組みと、パナソニックが進める「暮らし」のアップデートへの取り組みを融合させつつ、街全体での新たな価値の創出を目指す。

合併会社の概要

(1) 名称	プライムライフテクノロジーズ株式会社 (Prime Life Technologies Corporation)
(2) 所在地	東京都
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北野 亮
(4) 事業内容	街づくり事業、新築請負事業、リフォーム事業、不動産流通・管理事業、住宅内装事業、省エネソリューション事業、リノベーション事業、建設工事請負事業、建設コンサルタント事業等
(5) 資本金	未定
(6) 設立年月日	2020年 1月 7日 (予定)
(7) 出資比率	パナソニックグループ・トヨタ自動車間で同一

[プレスリリース：パナソニック](#)